

北しりべし廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

制 定 平成14年10月25日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の手続)

第2条 条例第1条に規定する報告書等(以下単に「報告書等」という。)を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(様式)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧することができない日等)

第3条 条例第4条第2項に規定する縦覧の期間のうち北しりべし廃棄物処理広域連合の休日を定める条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第7号)第1条第1項に規定する休日に当たる日は、報告書等を縦覧することができない。

2 縦覧の時間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第4条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる場所 午前9時から午後5時20分まで
- (2) 条例第4条第1項第2号に掲げる場所 関係町村の長が定める時間

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 広域連合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第1条に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

